

(情シ 3)

令和 2 年 5 月 13 日

都道府県医師会 情報システム担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長島 公之
(公印省略)

電子処方箋の運用ガイドラインの一部改正について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に対しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より、標記に関する情報提供および周知方協力依頼がまいりました。

平成 28 年 3 月に策定された「電子処方せんの運用ガイドライン」につきましては、これまで、平成 28 年 4 月 19 日付「「電子処方せんの運用ガイドラインの策定」および『民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について』の一部改正」について」(広情 10)、平成 30 年 8 月 3 日付「電子処方せんの運用ガイドラインの改正について」(情シ 15)にて、貴会宛て情報提供させていただいておりますが、この度、4 月 30 日付で同ガイドラインの一部改正が行われ、各都道府県知事及び地方厚生(支)局長宛てに通知されたとのことでした。

同ガイドラインは、平成 28 年 4 月より処方箋の電磁的記録による作成、交付及び保存が可能となったことを受け、電子処方箋の円滑な運用や地域医療連携の取り組みを進め、そのメリットを早期に国民が享受できるよう策定されたものです。

今回の改正により同ガイドラインは第 2 版となり、第 1 版における「電子処方せん」の表記が、「電子処方箋」に改められております。

主な改正内容としては、「患者のフリーアクセス確保を前提に、これまで必要とされていた紙媒体の電子処方箋引換証の発行を不要としたこと」、「システムの名称記載を、“電子処方せん ASP サーバ” から “電子処方箋管理サービス” に変更したこと」、「行政を含む関係機関が、地域における電子処方箋対応薬局をホームページ等で提示することが望ましいと明記されたこと」が挙げられます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上